

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会  
実施段階環境影響評価書案に係る意見見解書

(IBC/MPC)

平成 30 年 9 月

東 京 都



目 次

|   |    |
|---|----|
| 1. 東京 2020 大会の正式名称  | 1  |
| 2. 東京 2020 大会の目的  | 1  |
| 2.1 大会ビジョン  | 1  |
| 2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～   | 1  |
| 3. 東京 2020 大会の概要  | 2  |
| 3.1 大会の概要   | 2  |
| 3.2 東京 2020 大会の環境配慮   | 2  |
| 4. IBC/MPC の概略  | 4  |
| 4.1 目 的   | 5  |
| 4.2 内 容   | 5  |
| 5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要  | 15 |
| 5.1 都民等の意見書の見解  | 15 |
| 6. 実施段階環境アセスメント手続の実施者   | 17 |
| 7. その他  | 17 |
| 7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業<br>についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過 | 17 |
| 7.2 意見見解書を作成した者の氏名及び住所並びに意見見解書の作成の全部又は<br>一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所           | 17 |



## 1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

## 2. 東京 2020 大会の目的

### 2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。  
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、  
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、  
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、  
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、  
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

### 2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

**都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる**

**東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化**

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

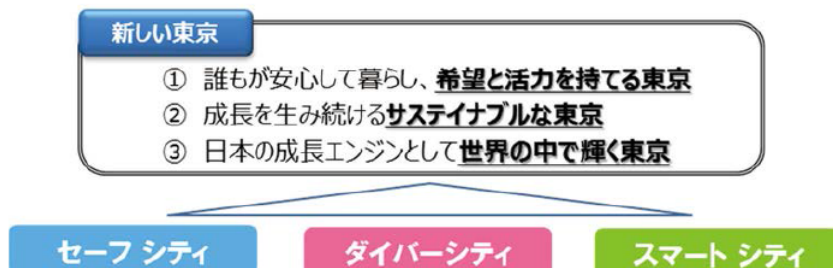


図 2. 2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

### 3. 東京 2020 大会の概要

#### 3.1 大会の概要

組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

#### 3.2 東京2020大会の環境配慮

組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示し、その後「東京2020アクション&レガシープラン2017（2017年7月策定）」として改訂した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

| レガシー                              | アクション   |
|-----------------------------------|---|
| 「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」 | 競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現 |
| 「魅力的で創造性を育む都市空間」                  | 都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携                             |
| 「都市の賢いマネジメント」                     | ICTの活用、エリアマネジメント活動の活性化等                                   |
| 「安全・安心な都市の実現」                     | 安全・安心のための危機管理体制の構築  |

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

| レガシー                       | アクション                                     |
|----------------------------|---|
| 「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」        | 気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保 |
| 「持続可能な資源利用の実現」             | 資源管理・3Rの推進                                |
| 「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」 | 生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進           |
| 「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」       | 調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進                 |
| 「持続可能な社会に向けた参加・協働」         | 環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進  |

また、組織委員会は、東京2020大会における持続可能性への配慮を最大化し、持続可能な開発に貢献するため、「持続可能性に配慮した運営計画」を策定している。

2017年1月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第一版」を策定し、持続可能性の概念の重要性や東京2020大会ビジョンとの関係性、また、東京2020大会が目指すべき方向性や計画の位置づけについて記載し、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する5つの主要テーマ「気候変動」、「資源管理」、「大気・水・緑・生物多様性等」、「人権・労働、公正な事業慣行等への配慮」及び

「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」を示した。

2018年6月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」を策定し、持続可能性に配慮した競技大会を目指す意義としてSDGsへの貢献を明確化している。「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方は表3.2-3に示すとおりである。

表 3.2-3 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方

|                |  |
|----------------|--|
| 基本理念           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界最大規模のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックは世界規模の影響</li> <li>・東京 2020 大会は、大会の準備運営に持続可能性を組み込み、その責任を果たすことで貢献</li> <li>・大会の持続可能性のコンセプト「be better, together / より良い未来へ、ともに進もう。」</li> </ul> |
| 持続可能性の主要テーマ    | 持続可能性の5つの主要テーマは、環境・経済・社会の側面に統合的に取り組むことから、SDGsの目標等の全体に幅広く関連   |
| 関係組織           | 組織委員会を核として、都、国、関係自治体、スポンサー等との連携の下に実施   |
| 運営計画の適用範囲      | 主体として直接管理する範囲に加え、影響を及ぼすことができる範囲についても考慮   |
| 持続可能な発展の統治原則   | 持続可能性における基本的な価値観である4つの統治原則（持続可能性への責任、包摂性/利害関係者の参画、誠実性、透明性）を尊重  |
| マネジメントの仕組み、ツール | 取組を確実に実施するため、イベントの持続可能性をサポートするための国際規格である ISO20121 の導入や「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用等を推進  |

#### 4. IBC/MPC の概略

評価書案の対象である IBC/MPC の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

IBC (International Broadcast Centre : 国際放送センター) は、世界各国のテレビ局へ映像や音声を送信する施設である。MPC (Main Press Centre : メインプレスセンター) は、世界各国のメディア関係者の拠点となる施設である。

IBC/MPC は、既存の東京国際展示場 (以下「東京ビッグサイト」という。) 内に仮施設として整備される。

表 4-1 本施設の概要 (IBC/MPC)

| 項目      | 内容  |
|---------|---|
| 所在地     | IBC (東展示 A 棟、東展示 B 棟、東新展示棟) :<br>東京都江東区有明三丁目 10 番<br>MPC (会議棟、西展示棟) : 東京都江東区有明三丁目 11 番                                    |
| 地域地区    | 用途地域 : 工業専用地域、準工業地域<br>防火・準防火地域 : 防火地域<br>その他地域地区等 : 臨港地区 (無指定)、臨海副都心有明南地区地区計画 (再開発等促進区)、臨海副都心まちづくりガイドライン該当区域             |
| 計画地面積   | 約 387,000m <sup>2</sup>   |
| 最高高さ    | 約 60m   |
| 主要用途    | 仮施設   |
| 工事予定期間  | 平成 31 年 1 月～平成 32 年 11 月<br>(先行工事及び東京 2020 大会後の解体工事を含む期間)   |
| その他     | オリンピック : IBC (国際放送センター)、MPC (メインプレスセンター)<br>パラリンピック : IBC (国際放送センター)、MPC (メインプレスセンター)                                     |
| 【イメージ図】 | ※東京ビッグサイトの施設配置は、図 4.2-1 (p.6) 参照。<br> |



## 4.1 目的

本施設は、組織委員会が施設所有者である株式会社東京ビッグサイトより、東京ビッグサイトの一部を一時的に借り受け、東京2020大会時のIBC（International Broadcast Centre：国際放送センター）、MPC（Main Press Centre：メインプレスセンター）として必要な仮設施設の整備を行うものである。

## 4.2 内容

### 4.2.1 位置

評価書案の対象となる本事業を実施する範囲（以下「計画地」という。）の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり、IBCは東京都江東区有明三丁目10番、MPCは東京都江東区有明三丁目11番にあり、IBC及びMPCを合わせた敷地面積は約387,000m<sup>2</sup>である。

### 4.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した7番目の副都心である臨海副都心の臨海副都心有明南地区地区計画に位置づけられている。臨海副都心は、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標<sup>1</sup>としており、有明南地区は人・物・情報が行き交う国際情報交流の拠点として国際展示場が配置されるエリアとなっている。また、計画地が位置する東京ビッグサイトは、国内最大となる約11.6万m<sup>2</sup>（建設中の南展示棟を含む）の総展示面積を有する展示会場として、平成8年の開業以来、長年にわたり我が国の展示会産業の発展、及び展示会開催を通じた産業振興を牽引してきた。

計画地北西にはシンボルプロムナード公園を軸として、東京ファッションタウンをはじめとした商業・オフィスビル、企業ミュージアム、宿泊施設、深川消防署有明分署等があり、にぎわいのある市街地を形成している。計画地北には基幹的広域防災拠点に位置づけられた東京臨海広域防災公園とがん研有明病院があり、災害時には首都圏広域防災のヘッドクォーターとしての活用が想定されている。計画地南東は、民間企業の倉庫・工場等を中心としたエリアになっている。また、計画地の南に隣接した位置には株式会社ゆりかもめ、西に隣接した位置には有明西ふ頭公園がある。

平成30年5月1日現在の江東区の人口は約52万人であり、世帯数は約27万世帯である。<sup>2</sup>

昼間人口は約61万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を上回っており、東京都江東区有明三丁目においては昼間人口が夜間人口に比べて非常に高い地域となっている。<sup>3</sup>

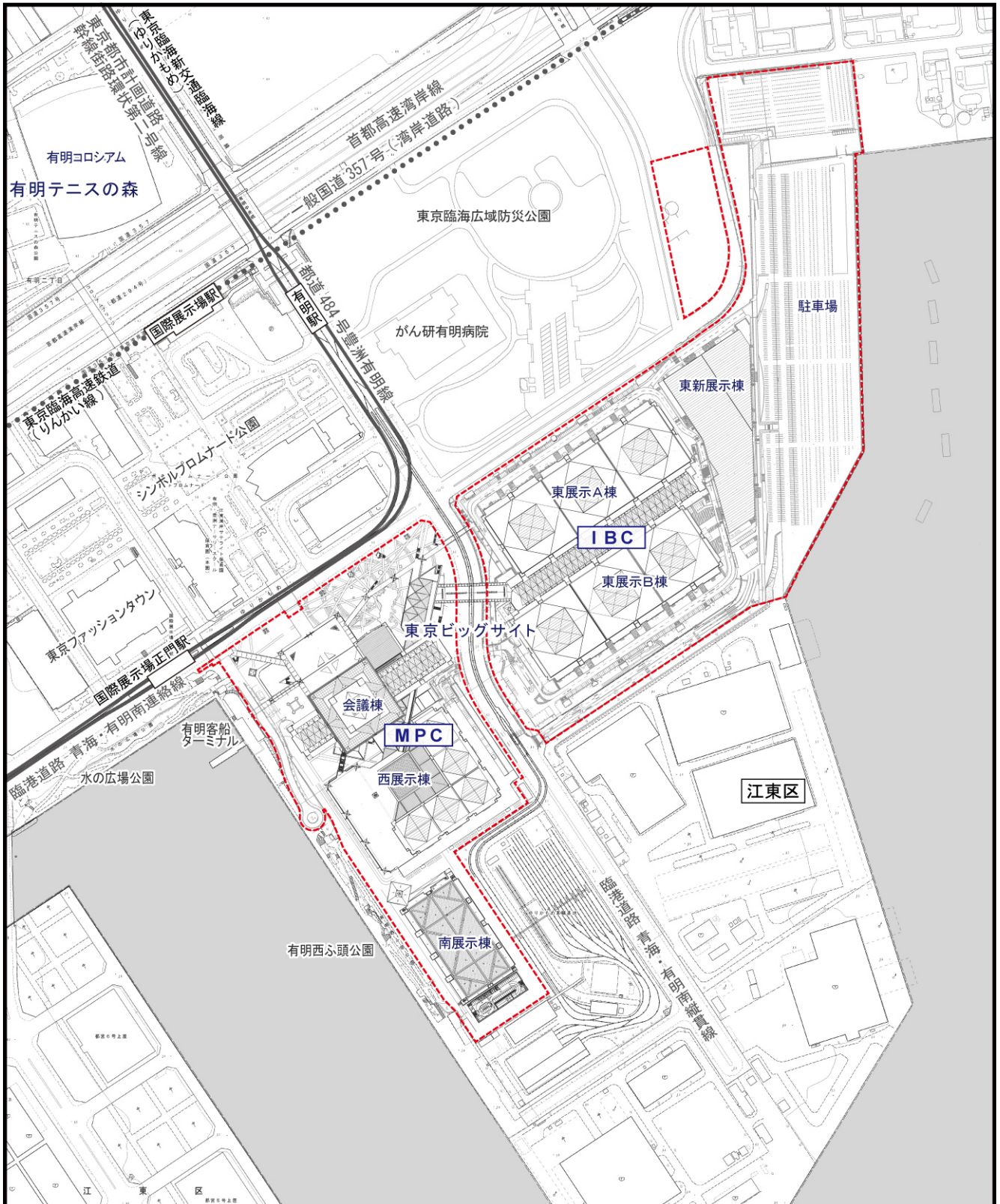
また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江東区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約7万人と最も多く、東京都江東区有明三丁目においては宿泊業、飲食サービス業の事業所が63事業所、サービス業の従業者数が約4千人となっている。<sup>4</sup>

<sup>1</sup>出典：「臨海副都心まちづくりガイドライン再改定」（平成19年2月 東京都）

<sup>2</sup>出典：「江東区の世帯と人口（住民基本台帳による）」（平成30年5月22日参照 江東区ホームページ）  
<http://www.city.koto.lg.jp/060305/kuse/profile/shokai/documents/20180501.pdf>

<sup>3</sup>出典：「平成27年 東京都の昼間人口」（平成30年5月22日参照 東京都ホームページ）  
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2015/tj-15index.htm>

<sup>4</sup>出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成30年5月22日参照 総務省ホームページ）  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>



凡 例

- 計画地
- 私鉄
- 私鉄(地下鉄)



Scale 1:7,500

0 75 150 300m



図 4.2-1 計画地位置図





### 4.2.3 事業の基本計画

大会時の配置計画のイメージ図は、図 4.2-2 に示すとおりである。IBC は既存の東展示棟 A 棟・B 棟及び東新展示棟、MPC は既存の会議棟及び西展示棟に配置する計画であり、既存施設の内装を改修し、諸室を設置する計画である。バスターミナルを東周辺地区に整備するほか、関係者の駐車場を東周辺地区及び北周辺地区に合計約 1,000 台整備する計画である。

また、敷地内のオープンスペースにプレハブ、テント及びユニットハウス等の仮設施設を配置するほか、東展示棟及び東新展示棟の周囲には、仮設発電機、受変電設備、空調機置場等となる設備架台を設置する計画である。

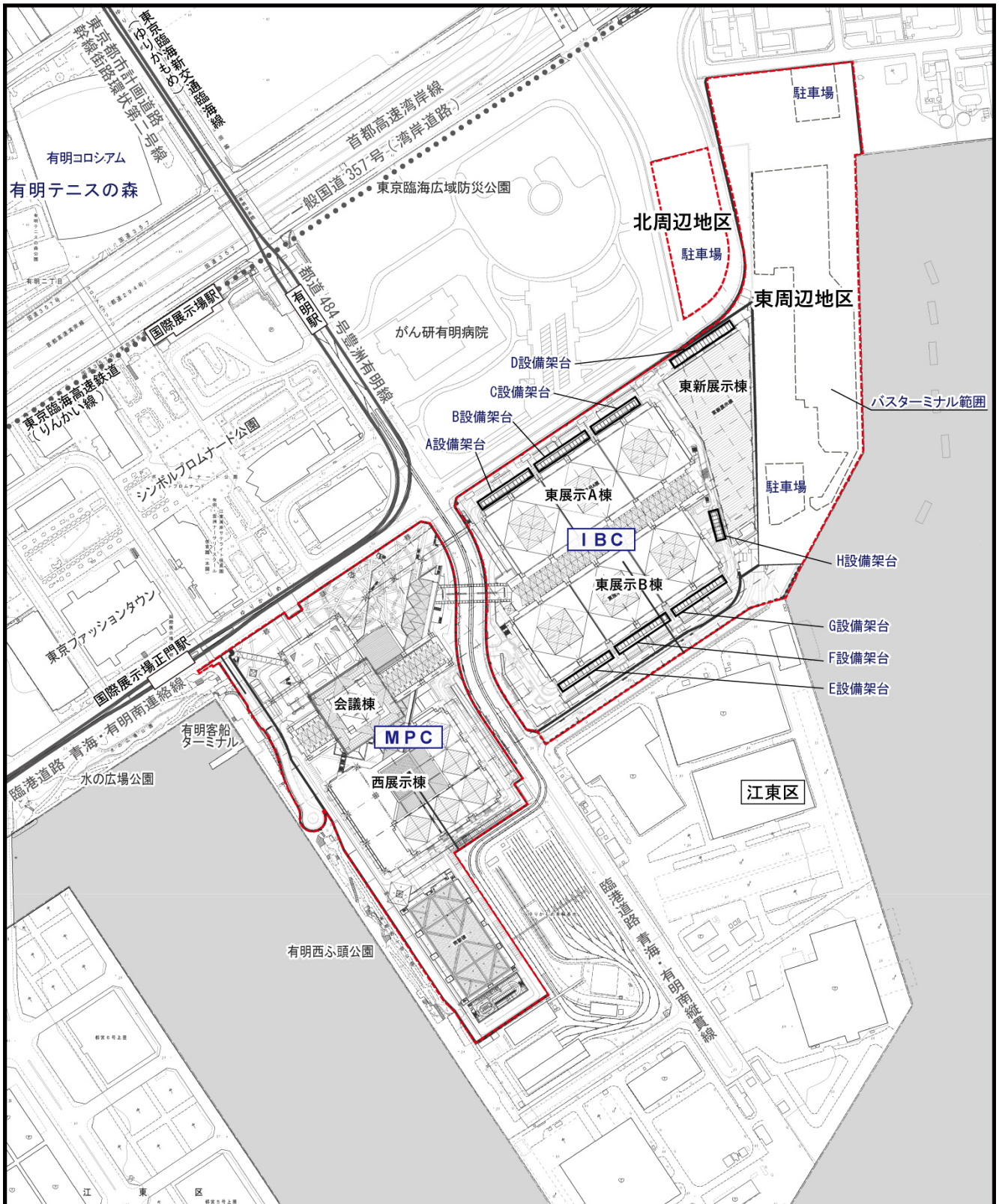
主な仮設施設である設備架台の概要は、表 4.2-1 に、断面図は、図 4.2-3(1)～(5)に示すとおりである。

表4.2-1 主な仮設施設（設備架台）の概要（予定）

| 項目   | A 設備架台<br>B 設備架台<br>F 設備架台 | C 設備架台 | D 設備架台 | E 設備架台<br>G 設備架台 | H 設備架台 |
|------|----------------------------|--------|--------|------------------|--------|
| 幅    | 76.0m                      | 66.0m  | 90.0m  | 76.0m            | 35.0m  |
| 奥行   | 9.0m                       | 9.0m   | 9.0m   | 9.0m             | 9.0m   |
| 最高高さ | 19.5m                      | 19.5m  | 20.0m  | 13.55m           | 20.0m  |
| 階数   | 地上3階                       | 地上3階   | 地上3階   | 地上2階             | 地上3階   |
| 構造   | 鉄骨造                        | 鉄骨造    | 鉄骨造    | 鉄骨造              | 鉄骨造    |

注)上記の仮設施設は、建築基準法に基づく基準を満足する計画である。





凡例

- 計画地
- 私鉄
- 私鉄(地下鉄)



Scale 1:7,500

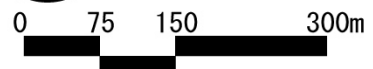


図 4.2-2 配置計画図

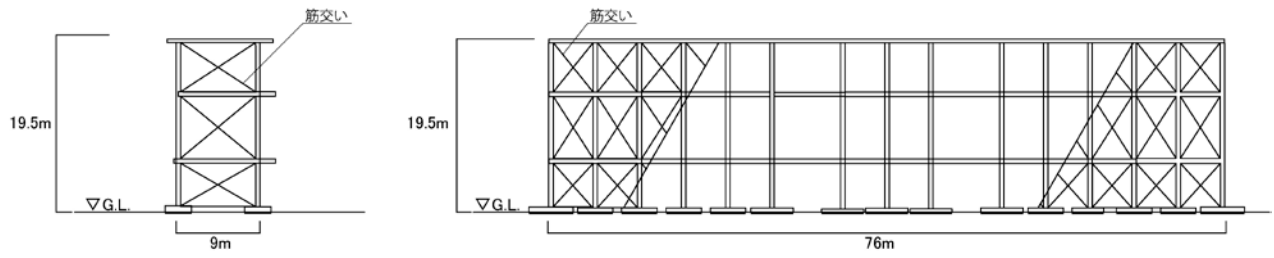


図 4.2-3(1) 断面図 (A 設備架台、B 設備架台、F 設備架台)

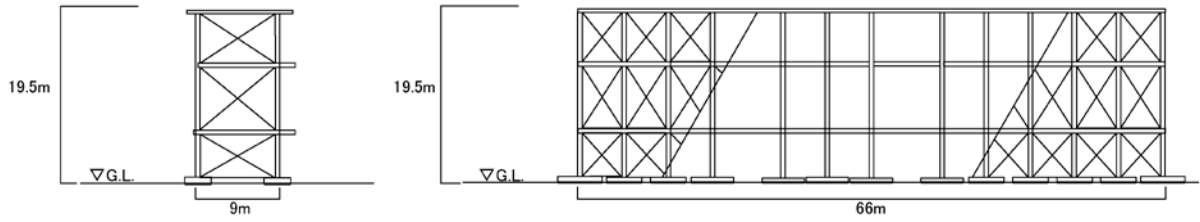


図 4.2-3(2) 断面図 (C 設備架台)

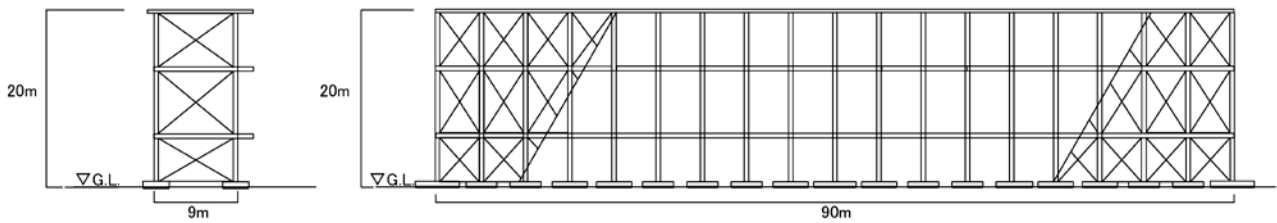


図 4.2-3(3) 断面図 (D 設備架台)

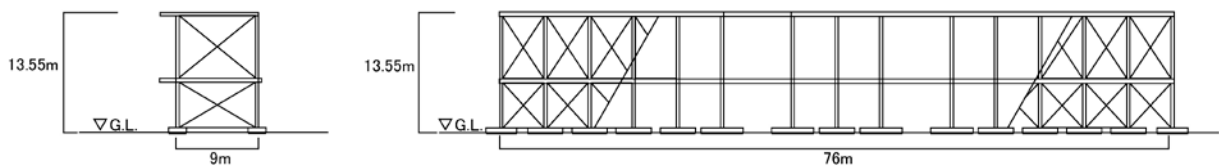


図 4.2-3(4) 断面図 (E 設備架台、G 設備架台)

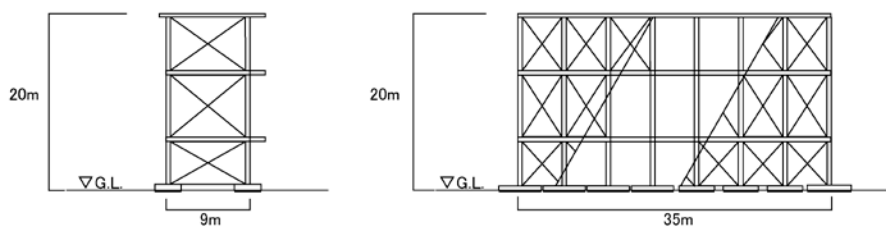


図 4.2-3(5) 断面図 (H 設備架台)

#### 4.2.4 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、現時点での予定であり、今後、変更がありうる。

##### (1) 工事工程

東京 2020 大会前の仮設施設整備については、平成 31 年に着工し、平成 32 年 6 月までを見込む計画である。また、東京 2020 大会後の仮設施設の解体工事は、大会後から平成 32 年 11 月までの 3 か月を見込む計画である。

工事工程は、表 4.2-2 に示すとおりである。

表 4.2-2 工事工程（予定）

| 工種/工事月 |         | 6 |  |  | 12 |  |  | 18 |  |  | 24 |  |  |
|--------|---------|---|--|--|----|--|--|----|--|--|----|--|--|
| IBC整備  | 既存改修工事  |   |  |  |    |  |  |    |  |  |    |  |  |
|        | 設備架台工事  |   |  |  |    |  |  |    |  |  |    |  |  |
|        | その他仮設工事 |   |  |  |    |  |  |    |  |  |    |  |  |
|        | 解体工事    |   |  |  |    |  |  |    |  |  |    |  |  |
| MPC整備  | 既存改修工事  |   |  |  |    |  |  |    |  |  |    |  |  |
|        | その他仮設工事 |   |  |  |    |  |  |    |  |  |    |  |  |
|        | 解体工事    |   |  |  |    |  |  |    |  |  |    |  |  |

注)大会前の点線の工事工程は、先行工事（電源等のインフラ整備）を示す。

##### (2) 施工方法の概要（予定）

###### 1) IBC 整備

###### ア. 既存改修工事

既存の東展示棟A棟・B棟及び東新展示棟の内装改修や設備・電気工事を行う。

###### イ. 設備架台工事

設備架台の直接基礎工事、鉄骨組立、設備・電気工事を行うほか、仮設発電機、受変電設備、空調機等の設置を行う。

###### ウ. その他仮設工事

その他の仮設施設として、プレハブ、テントの設置及びセキュリティフェンスの設置等を行うほか、バスターミナル整備として、バースの設置や区画線工事を行う。

###### エ. 解体工事

仮設施設を撤去し、既存施設の内装等の原状回復を行う。

###### 2) MPC 整備

###### ア. 既存改修工事

既存の会議棟及び西展示棟の内装改修や設備・電気工事を行う。

###### イ. その他仮設工事

その他の仮設施設として、プレハブ、テント、ユニットハウス及びセキュリティフェンスの設置等を行う。

###### ウ. 解体工事

仮設施設を撤去し、既存施設の内装等の原状回復を行う。

### (3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-4 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する計画とし、都道 484 号豊洲有明線、臨海道路青海・有明南連絡線を通り、計画地へ出入場する計画である。

工事用車両台数のピークは、東京 2020 大会前については、IBC/MPC 工事着工後 6 か月目（先行工事を含む）であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 82 台/日、小型車 260 台/日、合計 342 台/日を予定している。また、計画地に近接する有明アリーナ、有明体操競技場及び有明テニスの森（有明コロシアム改修工事を含む）整備に伴う工事用車両との合計台数のピークは、IBC/MPC 工事着工後 6 か月目（先行工事を含む）であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 333 台/日、小型車 442 台/日、合計 775 台/日を予定している。東京 2020 大会後については、IBC/MPC 工事着工後 21 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 118 台/日、小型車 424 台/日、合計 542 台/日を予定している。

### (4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-3 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械（第 2 次基準値以上）及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画である。

表 4.2-3 主な建設機械（予定）

| 工 種     | 主な建設機械                       |
|---------|------------------------------|
| 既存改修工事  | ラフタークレーン                     |
| 設備架台工事  | ラフタークレーン、バックホウ               |
| その他仮設工事 | ラフタークレーン、バックホウ、アスファルトフィニッシャー |
| 解体工事    | ラフタークレーン、バックホウ（解体仕様）         |

注) 建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

### (5) 工事中の廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。

なお、大会後の仮設施設の解体工事については、仮設施設の資材等を可能な限り再利用する計画を検討中である。







## 5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見書の件数

| 意見書       | 件数 |
|-----------|----|
| 都民等からの意見書 | 1  |

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

### 5.1 都民等の意見書の見解

#### (1) 環境影響評価の項目に関するもの

| 項目  | 1. 大気等  |
|---|---|
| 意見の内容   | 実施者の見解  |
| <p>区の調査結果では、臨海部は区内の他の地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されており、工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や関係車両の通行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努められたい。</p> <p>大気環境の予測結果を見ると、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度に占める建設機械の寄与率は低いですが、工事用車両からの土砂や粉じんの飛散防止、低公害型の工事用車両の使用、適切なアイドリングストップ等のエコドライブの実施、工事用車両の走行ルートの配慮等、環境保全のための措置の徹底を図られたい。</p> | <p>工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画を策定し、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努める計画としています。</p> <p>また、工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、沿道に住居等が比較的存在しない湾岸道路等を極力利用する計画としています。</p> <p>さらに、土砂や粉じんの飛散防止のため、必要に応じて出入口付近でタイヤ洗浄を実施するほか、低公害型の工事用車両の使用、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ実施等に努める計画としています。</p> |

| 項目   | 2. 騒音・振動  |
|--|---|
| 意見の内容  | 実施者の見解  |
| <p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努められたい。</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音・振動に関しては基準値を満足しているとはいえ、近隣住民からの苦情等には、窓口を設置するなど真摯に対応されたい。</p> | <p>工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、沿道に住居等が比較的存在しない湾岸道路等を極力利用するほか、規制速度の遵守、アイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響の低減に努める計画としています。</p> <p>また、公衆の見やすい場所に現場事務所等の連絡先を表示し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う計画としています。</p> |

| 項目 | 3. 交通渋滞  |   |
|----|--|---|
|    | 意見の内容  | 実施者の見解  |
|    | <p>工事車両の集中稼働により、計画地周辺での交通渋滞が確認された場合は、工事の一時中止を検討するなど、周辺交通への過大な影響を及ぼすことのないよう取り計らわれない。</p> <p>有明北地区 3-1 街区・住友不動産などの民間開発の建設も踏まえ、より広域の事業者と情報共有を図り、交通渋滞の抑制に努められたい。</p> <p>有明地区においては、有明アリーナ、有明体操競技場、BMXコース、有明テニスの森など各競技施設が整備されるほか、民間による開発も行われている。地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、歩行者・車両の交通安全及び工事現場周辺の環境保全等について、関係者により設けられた協議の場において、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行されたい。</p> | <p>工事用車両の走行ルートについては、交通渋滞による影響を軽減するため、極力、生活道路の利用を回避し、湾岸道路等を利用する計画としています。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、工事用車両の集中を避けるため、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、交通整理員の配置等により、周辺交通への影響の低減に努めます。</p> <p>さらに、有明北地区における他の会場等の建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成していきます。</p> |

| 項目 | 4. 交通安全  |   |
|----|--|---|
|    | 意見の内容  | 実施者の見解  |
|    | <p>環境影響評価として選択しなかった項目の交通安全について、理由欄には「児童の登下校に配慮する」とあるが、工事用車両走行ルート沿いには保育施設も設置されており、その利用に関しては、児童とは異なる態様（自転車等の送迎、日中の出入り等）となるため、運転者に指導を徹底し、通行者の安全確保に万全を期すこととされたい。</p> | <p>工事用車両の走行ルートについては、極力、生活道路の利用を回避し、湾岸道路等を利用する計画としています。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の集中を避けるため、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、自転車等の巻き込み事故防止のため、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、児童及びその保護者、その他歩行者の交通安全を徹底する計画としています。</p> |

## 6. 実施段階環境アセスメント手続の実施者

[実施者]

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

## 7. その他

### 7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過

IBC/MPC の実施段階環境アセスメントの経過は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 IBC/MPC の実施段階環境アセスメントの経過

| 実施段階環境アセスメントの経過    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 環境影響評価調査計画書が公表された日 | 平成 26 年 3 月 28 日                  |
| 意見を募集した日           | 平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日 |
| 都民の意見              | 82 件 <sup>注)</sup>                |
| 調査計画書審査意見書が送付された日  | 平成 26 年 5 月 29 日                  |
| 環境影響評価書案が公表された日    | 平成 30 年 7 月 5 日                   |
| 意見を募集した日           | 平成 30 年 7 月 5 日～平成 30 年 8 月 3 日   |
| 都民等の意見             | 1 件                               |

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

### 7.2 意見見解書を作成した者の氏名及び住所並びに意見見解書の作成の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所

[作成者]

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

[受託者]

名 称：日本工営株式会社

代表者：代表取締役社長 有元 龍一

所在地：東京都千代田区九段北一丁目14番6号



本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（30都市基交第132号）して作成したものである。  
無断複製を禁ずる。

---

平成 30 年 9 月発行

登録番号 (29) 107

## 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

### 実施段階環境影響評価書案に係る意見見解書

(IBC/MPC)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局  
大会施設部調整課  
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
電話 03(5320)7737

---

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

